

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

令和元年第2回幕別町議会臨時会
(令和元年8月8日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 藤原 孟 17 東口隆弘 18 中橋友子
（諸般の報告）
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
- 日程第3 議案第50号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第51号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第52号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第53号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第54号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

会議録

令和元年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和元年8月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 8月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議 長 寺林俊幸
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟 17 東口隆弘 18 中橋友子
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 萬谷 司
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹 こ ど も 課 長 西田建司
学 校 教 育 課 長 宮田 哲
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 半田 健 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 藤原 孟 17 東口隆弘 18 中橋友子

議事の経過

(令和元年8月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） ただいまから、令和元年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16番藤原議員、17番東口議員、18番中橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日から8月9日までの2日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から8月9日までの2日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
これで、諸般の報告を終わります。

[人事異動による職員の紹介]

- 議長（寺林俊幸） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明） 本年7月1日付で人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介いたします。
住民福祉部子ども課長、西田建司。
なお、企画総務部参事の川瀬康彦は、本日欠席しております。
以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

[議案審議]

- 議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの5議件を一括議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 50 号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例、議案第 51 号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例、議案第 52 号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例、議案第 53 号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例及び議案第 54 号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

このたびの一連の条例改正は、本年 5 月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、本年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正概要についてであります。

1 点目として、幼稚園、保育所等を利用する 3 歳から 5 歳までの全ての子どもの保育料と住民税非課税世帯に属するゼロ歳から 2 歳までの子どもの保育料を無償化するものであります。

2 点目として、保育料の無償化に伴い、各施設において、「おかず」に相当する副食費を徴収する規定を追加するとともに、年収が 360 万円未満相当の世帯に属する子どもと、全ての世帯の第 3 子以降の子どもに係る副食費の徴収を免除するものであります。

また、本町では、平成 28 年 4 月から町内 5 か所の認可保育所を利用する 3 歳以上の児童に対して、主食を無償で提供してまいりましたが、本年 10 月からは、町内全ての幼稚園とへき地保育所の児童を対象を拡充し、給食費に係る主食相当分を町が負担し、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものであります。

3 点目として、国が定めております「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、いわゆる幼稚園、認可保育所等の運営に関する基本的な基準であります。この基準の一部改正に伴い、関係条例の改正と文言整理を行うものであります。

はじめに、議案第 50 号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 2 ページをごらんください。

改正概要の 1 点目の「保育料の無償化」の施行に関わり、現行条例の第 4 条「保育料」の規定を削るとともに、第 6 条「保育料等の減免」、3 ページになりますが、第 7 条「保育料等の納付期限」の規定の一部を改め、加えて、別表第 1 の保育料金表を削るものであります。

改正概要の 2 点目の「副食費の徴収」について、改正条例の第 7 条として徴収規定を追加し、第 2 項では、給食費は「給食を提供するために現に要した額」とし、また、第 4 項では、低所得世帯等の子どもの副食費の徴収免除を定めております。

議案書の 2 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年 10 月 1 日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、従前の例によるものとしてあります。

次に、議案第 51 号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 8 ページをごらんください。

8 ページからは新旧対照表を記載しておりますが、もう一枚めくっていただき、9 ページをごらんください。

先ほど説明いたしました改正概要の 1 点目の「保育料の無償化」の施行に関わり、第 3 条を改めるものであります。

改正条例の同条第 2 項において、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育など、いずれも幼稚園の利用に係る保育料は無料とすると定めるものであります。

また、保育並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育など、保育所の利用に係るものについては、後段説明いたしますが、改正条例の別表第 1 において、ゼ

口歳から2歳までの保育料を定めております。

ただし書きでは、法は子ども・子育て支援法であります。法第19条第1項第1号及び第2号に該当する、いずれも3歳から5歳までの子どもの保育所の利用に係る保育料は無料とすると定めるものであります。

現行条例の第3項及び第4項第1号については、幼稚園の保育料の無償化に伴い、削るものであります。

10ページをごらんください。

改正概要の2点目の「副食費の徴収」については、改正条例の第5条として徴収規定を追加し、第1項では、町立保育所副食材料費を「月額4,500円」とし、同項の各号において、低所得世帯等の徴収免除を定めております。

11ページをごらんください。

第6条から第9条までの改正につきましては、法の改正等に伴い、文言を整理するものであります。現行条例の別表第1の保育料金表につきましては、幼稚園の保育料の無償化に伴い、削るものであります。

15ページをごらんください。

現行条例の別表第2の保育料金表のうち、3歳以上児の保育料の欄を削り、改正条例では、別表第1の保育料金表において、3歳未満児の保育料を階層区分ごとに定めるものであります。

17ページをごらんください。

中ほどの備考の7では、ひとり親世帯の保育料の額の特例について、現行、階層区分ごとに定めておりますが、3歳以上児の保育料と3歳未満児の第2階層、「市町村民税非課税世帯」の保育料を無償化することから、この表を削り、所得割課税額が7万7,100円以下の場合、保育料を2,000円と定めるものであります。

議案書の6ページをごらんください。

附則についてであります。議案第50号と同様に、この条例は、令和元年10月1日から施行し、同日前に行われた保育に係る保育料については、従前の例によるものであります。

次に、議案第52号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の20ページをごらんください。

改正概要の1点目の「保育料の無償化」については、第6条第2項において、3歳から5歳までの子どもの保育料は無料とすると定めるものであります。

改正概要の2点目の「副食費の徴収」について、改正条例の第9条として徴収規定を追加し、第2項では、給食費は「給食を提供するために現に要した額」とし、第4項では、低所得世帯等の徴収免除を定めております。

21ページをごらんください。

別表では、3歳以上の子どもの保育料の無償化に伴い、結果として、3歳未満の子どもの保育料を定めておりますが、第2階層の「市町村民税非課税世帯」の保育料をゼロ円と改めるものであります。

22ページ、中ほどの備考6では、ひとり親家庭の保育料の特例について定めております。

議案書の8ページをごらんください。

附則についてであります。議案第50号と同様に、この条例は、令和元年10月1日から施行し、同日前に行われた保育に係る保育料については、従前の例によるものであります。

次に、議案第53号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の24ページをごらんください。

改正概要の1点目の「保育料の無償化」については、第6条第2項において、議案第52号と同様に、3歳から5歳までの子どもの保育料は無料とすると定めるものであります。

改正概要の2点目の「副食費の徴収」について、改正条例の第9条として徴収規定を追加し、第2項では、給食費は「給食を提供するために現に要した額」とし、第4項では、低所得世帯等の徴収免

除を定めております。

25 ページをごらんください。

別表では、3歳以上の子どもの保育料の無償化に伴い、結果として、3歳未満の子どもの保育料を定めておりますが、第2階層の「市町村民税非課税世帯」の保育料をゼロ円と改めるものであります。

26 ページ下段の備考7では、ひとり親家庭の保育料の特例について定めております。

次に、議案書の11ページをごらんください。

附則についてであります。議案第50号と同様に、この条例は、令和元年10月1日から施行し、同日前に行われた保育に係る保育料については、従前の例によるものとしてあります。

次に、議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

このたびの改正は、冒頭で説明いたしました、改正概要の3点目に関するものであります。

国が定めております「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、いわゆる幼稚園、認可保育所等の運営に関する基本的な基準の一部改正に伴い、本条例を改正し、あわせて文言整理を行おうとするものであります。

議案説明資料の28ページをごらんください。

第2条では、このたびの改正に合わせて、定義規定を入念的に、個別に規定するものであります。

30 ページをごらんください。

第3条の「一般原則」において、「保護者の経済的負担の軽減を適切に配慮すること」を加えるものであります。

以後、第5条から32ページの第11条までは、文言整理であります。

33 ページをごらんください。

第13条第1項において、保育料の負担を、認定保護者のうち、括弧書きで「満3歳未満の子どもの保育に限る」と定めることにより、3歳以上の保育料を無償化すると定めるものであります。

以後、47ページの第52条までは、文言整理等であります。

48 ページをごらんください。

3歳以上の保育料の無償化に伴いまして、当該保育給付費の特例に関する経過措置について規定しておりました附則第4項と第5項を削るものであります。

議案書にお戻りいただき、19ページをごらんください。

附則についてであります。この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております5議件については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第54号までの5議件については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第51号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例から議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの4議件については、民生常任委員会に付託いたします。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は、8月9日午後2時からであります。

10：20 散会

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

令和元年第2回幕別町議会臨時会
(令和元年8月9日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第50号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第3 議案第51号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第52号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第53号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第54号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(日程第3～日程第6 民生常任委員会報告)
- 日程第7 議案第55号 令和元年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第56号 財産の取得について（児童用タブレット等）

会議録

令和元年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和元年8月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 8月9日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議 長 寺林俊幸
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟 17 東口隆弘 18 中橋友子
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 萬谷 司
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹 こ ど も 課 長 西田建司
保 健 福 祉 課 長 林 隆則 学 校 教 育 課 長 宮田 哲
学校給食センター所長 鯨岡 健
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 半田 健 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子

議事の経過

(令和元年8月9日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番石川議員、2番小田議員、3番内山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

昨日、総務文教常任委員会、民生常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、両委員会から会議規則第77条の規定に基づき、審査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年8月9日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年8月8日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和元年8月8日、9日（2日間）

2、審査事件

議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。
お諮りいたします。

議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第51号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの4議件を一括議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 議案第51号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年8月9日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和元年8月8日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年8月8日、9日（2日間）

2、審査事件

議案第51号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

議案第52号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年8月9日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和元年8月8日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年8月8日、9日（2日間）

2、審査事件

議案第52号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

議案第53号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年8月9日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和元年8月8日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年8月8日、9日（2日間）

2、審査事件

議案第53号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年8月9日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和元年8月8日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年8月8日、9日（2日間）

2、審査事件

議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第51号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第52号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第53号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第7、議案第55号及び日程第8、議案第56号の2議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第55号及び日程第8、議案第56号の2議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第7、議案第55号、令和元年度幕別町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第55号、令和元年度幕別町一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ537万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ151億8,624万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、本年10月からの「幼児教育・保育の無償化」の実施に伴うものであります。

議案説明資料に補正予算の概要として、幼稚園、認可保育所などの施設区分ごとに歳入歳出の補正額を記載しておりますので、はじめに、この資料に基づきご説明いたします。

議案説明資料の50ページをお開きください。

表は、左側から「認定区分」「施設名称」、そして「歳入」「歳出」の補正科目と補正額を記載しております。

50ページから53ページ上段にかけては、表左側の「認定区分」にあります「1 子どもための教育・保育給付」を、53ページ下段から54ページにかけては、新たに創設されました「2 子育てのための施設等利用給付」を記載しております。

50ページにお戻りください。

はじめに、「1 子どものための教育・保育給付」の「(1) 1号認定」「満3歳以上の保育の必

要のない児童」に区分されます「①新制度移行幼稚園」「町立」であります。わかば幼稚園が該当いたします。

「歳入」では、無償化に伴い、町立幼稚園の保育料 79 万 5,000 円を減額しますが、今年度に限り、国から子ども・子育て支援臨時交付金 297 万 7,000 円が交付される見込みであります。

国の基準保育料により算定された額が国から交付されますことから、実際の減少額に比べて多額となっているものであります。

給食費につきましては、これまでは保護者が主食費を含む給食費を学校給食センターに納付いただいておりますが、10 月からは幼稚園に副食費のみを納付するように変更することから、歳入科目を新設するものであります。

次に、「歳出」であります。

学校給食提供施設主食費補助金は、10 月から主食の無償提供を拡充し、保護者の経済的負担の軽減を図るための補助金であります。

幼稚園給食費負担金は、保護者からの副食費納付分に低所得世帯等の免除分と主食分を加えて、学校給食センターに納付するものです。

次に、「②新制度移行幼稚園」「私立」であります。町内には、該当施設はありません。

「歳出」の「認定こども園等施設型給付費負担金」は、これまでは国が定める基準により算定した公定価格から保育料を控除した額を私立幼稚園に給付しておりましたが、無償化に伴い保育料相当分も給付することとなりますことから、既定予算に 85 万 8,000 円を追加するものであります。

この給付費負担金には、国 2 分の 1、道 4 分の 1 に係る負担金が交付され、51 ページの上段になりますが、残りの町負担 4 分の 1 相当については、今年度に限り、国から子ども・子育て支援臨時交付金 25 万円が交付される見込みであります。

次に、認定区分の「(2) 2号認定」満 3 歳以上の保育の必要な児童、及び「(3) 3号認定」満 3 歳未満の保育の必要な児童に区分されます「①認可保育所」「町立」であります。町内の三つの認可保育所が該当いたします。

「歳入」では、無償化に伴い、町立保育所の保育料 2,731 万 9,000 円を減額いたしますが、今年度に限り、国から子ども・子育て支援臨時交付金 3,240 万 8,000 円が交付される見込みであります。

町立幼稚園と同様、国の基準保育料により算定された額が国から交付されることから、実際の減少額よりも多額となっているものであります。

保育所給食費は、保護者からの副食費納付分であります。

52 ページをごらんください。

次は、「②認可保育所」「私立」であります。札内青葉保育園と札内南保育園が該当します。

「歳入」では、無償化に伴い、私立保育園の保育料 1,107 万 4,000 円を減額いたしますが、国 2 分の 1、道 4 分の 1 に係る負担金が交付され、残りの町負担 4 分の 1 相当については、今年度に限り、国から子ども・子育て支援臨時交付金 670 万円が交付される見込みであります。

交付額のほうが多額でありますのは、公立保育所と同様の要因によるものであります。

「歳出」であります。

これまでは、副食費を含んだ保育料を保護者から町が徴収し、給食分を含む運営費として、私立保育園に委託料として支払っておりましたが、無償化に伴い、副食費を私立保育園が徴収することとされましたことから、その副食費相当額を委託料から控除するもので、それぞれ減額するものであります。

次は、「③へき地保育所」であります。記載のとおり、駒島から忠類までの六つのへき地保育所が該当します。

「歳入」では、無償化に伴い、へき地保育所の保育料 502 万 6,000 円を減額いたしますが、国 2 分の 1、道 4 分の 1 に係る負担金が交付されます。

53 ページになりますが、残りの町負担 4 分の 1 相当については、今年度に限り、国から子ども・子

育て支援臨時交付金 344 万 9,000 円が交付される見込みであります。

へき地保育所給食費は、保護者からの副食費納付分であります。

次に、「歳出」であります。

学校給食提供施設主食費補助金は、10 月から主食の無償提供を拡充し、保護者の経済的負担の軽減を図るための補助金であります。

へき地保育所給食費負担金は、保護者からの副食費納付分に低所得世帯等の免除分と主食分を加えて、学校給食センターに納付するものです。

次の「2 子育てのための施設等利用給付」は、「(1) 新1号認定」「満3歳以上の保育の必要のない児童」「(2) 新2号認定」「満3歳以上の保育の必要な児童」「(3) 新3号認定」「満3歳未満の保育の必要な児童」に区分されます。

「①新制度未移行幼稚園」「私立」は、町内の「幕別幼稚園」のほか、つくし幼稚園などが該当いたします。

「歳出」であります。

新制度に移行していない私立幼稚園には、これまで就園奨励費扶助として、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりましたが、無償化に伴い、就園奨励費扶助、幕別町単独で実施しております私立幼稚園入園料保育料補助金を減額し、施設等利用給付費として保育料相当分 2,342 万 2,000 円を追加するものであります。

当該給付費の財源として、国 2 分の 1、道 4 分の 1 の負担金が交付され、残りの町負担 4 分の 1 相当額から、これまでの就園奨励費を除いた額については、今年度に限り、国から子ども・子育て支援臨時交付金として、265 万 5,000 円が交付される見込みであります。

また「歳出」に戻りますが、子ども・子育て支援事業補助金は、低所得世帯等に対して行う副食費の免除に係る補助金であります。その財源として、国 3 分の 1、道 3 分の 1 の補助金、それぞれ 8 万 4,000 円が交付されるものであります。

歳出欄の一番下にあります学校給食提供施設主食費補助金は、10 月から主食の無償提供を拡充し、保護者の経済的負担の軽減を図るための幕別幼稚園への補助金であります。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

別冊の議案書の 7 ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目施設型・地域型保育施設費 2,196 万 3,000 円の追加であります。

13 節は、無償化に伴い、副食費相当分を保育園が徴収することから、その徴収額を減額するものであります。

19 節、細節 6 と 8 は、私立幼稚園に対して、保育料無償化の減額分を負担金または給付費として追加するもの、細節 9 は、町内の二つの幼稚園と六つのへき地保育所に主食を無償提供するための補助金、細節 10 は、新制度に移行していない幕別幼稚園に対し、低所得世帯等の副食費を免除するための補助金であります。

8 ページをごらんください。

4 目へき地保育所費 154 万 1,000 円の追加であります。

へき地保育所給食費負担金は、保護者が負担する副食費相当分に、低所得世帯等の副食費免除分相当額と主食分を加えて、学校給食センターに負担するものであります。

9 ページをごらんください。

10 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 28 万 8,000 円の追加であります。

幼稚園給食費負担金は、へき地保育所と同様、学校給食センターに負担するものであります。

2 目教育振興費 1,841 万 9,000 円の減額であります。

19 節、20 節は、無償化に伴い、所要の費用を減額するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りください。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金 3,839 万 3,000 円の減額であります。無償化に伴い、私立も含めた町内の五つの保育所の保育料を減額するものであります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料 502 万 6,000 円の減額、7 目教育使用料 79 万 5,000 円の減額、いずれも、無償化に伴い、へき地保育所と町立幼稚園の保育料を減額するものであります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 3,243 万 4,000 円の追加であります。

細節 6 は、無償化に伴い、新制度に移行している私立幼稚園、町内の私立保育園及びへき地保育所の保育料減額相当分に対する国 2 分の 1 の負担金、細節 7 は、新制度に移行していない私立幼稚園の無償化に対する国 2 分の 1 に係る負担金であります。

5 ページをごらんください。

2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 4,852 万 3,000 円の追加であります。

細節 2 は、新制度に移行していない私立幼稚園が、低所得世帯等に対して行う副食費の免除に対する国 3 分の 1 に係る補助金、細節 3 は、保育料の無償化に伴い、国から今年度に限り交付されるものであります。

5 目教育費補助金 599 万 9,000 円の減額であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 1,621 万 7,000 円の追加であります。

細節 6 と細節 7 は、国庫負担金と同様に、保育料減額相当分に対する道 4 分の 1 に係る負担金であります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 8 万 4,000 円の追加であります。

国庫補助金と同様に、副食費の減免に対する道 3 分の 1 に係る補助金であります。

6 ページをごらんください。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 4,700 万円の減額であります。

財源調整のため、財政調整基金に繰り戻すものであります。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入 532 万 8,000 円の追加であります。

町立保育所、へき地保育所及び町立幼稚園の副食費相当分などであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 56 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 56 号、財産の取得につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、予定価格が 1,000 万円以上の財産の取得に係るものでありますことから、議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の 20 ページ、議案説明資料の 55 ページをお開きください。

はじめに、議案書の 20 ページをごらんください。

今回、取得いたします1、財産の名称及び数量は、「児童用タブレット等一式」であります。

札内南小学校のパソコン教室に配置している児童用パソコンの更新を行うため、取得するものであります。

議案説明資料の55ページをごらんください。

札内南小学校で使用しております児童用パソコンは、平成24年度に導入し、7年が経過したことから、説明資料に記載のとおり、「サーバー機」から「その他」までの機器を更新しようとするものであります。

このたびの更新に際しては、持ち運びができ、さまざまな授業形態に対応することが可能なことから、現在のデスクトップ型からタブレット型へ変更し、ICTを活用した授業において有効に活用を図ってまいりたいと考えております。

議案書の20ページにお戻りください。

2、取得の方法は、指名競争入札であります。

令和元年7月24日、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社曾我の3者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社曾我が落札いたしましたことから、同社を相手方とし、仮契約を締結したものであります。

3、取得金額は、1,210万円であります。

今回の財産取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされており、町は、機種の選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それをもとに同組合と契約の相手方が売買契約を締結し、町への物品の納入、同組合から納入業者への購入代金の支払いが行われ、その後、町が元利償還金を同組合へ支払うものであります。

償還は来年3月から始まりますが、令和6年3月までに支払う利子につきましては、今年度の借入利率0.1%で計算され、1,210万円の元金に対し、総額約3万3,000円の見込みであります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、山口幸太郎氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西15条南28丁目1番地8、株式会社曾我代表取締役、曾我浩昌氏であります。

取得する財産の納期限は、令和2年3月19日を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 札内南小学校の40台のタブレットを購入されるということでの契約でありました。たまたま1,000万円を超えたということで議案提案されておりますけれども、他の学校のタブレット化というのも取り組まれていると思います。関連の質問になるのですけれども、そのような実態、全体でどのぐらい買われるのか、伺いたいと思います。

もう一つ、40台のタブレットを購入し、総額で1,210万円というのは、サーバーやディスプレイ全部を入れて総額ということではありますが、かなり高額であるというふうな受けとめをいたします。もう少し更新機器の内訳といいますか、内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） それでは、タブレット化の関係でございます。学校につきましては、7年を経過した後に順次パソコンの更新を行っておりまして、更新をする際には小中学校ともにタブレット化を進めてきてございます。南小が最後の更新になりまして、全ての学校でこれでタブレット化が終わるような状況でございます。

それと、入札の内訳でございます。タブレットが40台で、1台当たりの単価で申し上げますと約15万円ほどになるというものでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） わかりました。7年を経過して更新され、南小学校が最後ということでありますから、全小学校でタブレット化が進んでいるということを確認させていただきました。

再度お尋ねいたしますけれども、タブレット40台の代金、1台15万円ということであれば、タブレットだけで600万円の支出になろうかと思えます。単純に市販のタブレットを想定しますと、随分高額であるというふうに思うのですけれども、そういった高額になる背景、理由などをお示しいただきたいと思えます。

また、1,200万円ですから残りの610万円、これは一体どこの部分でこのような金額になっていくのかお示してください。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） すみません。ほかにサーバー機の入替えですとか、ここにあります教師用のノートパソコンですとか、プリンターやプロジェクター、それらの周辺機器もございまして、それらを合わせますと、周辺機器と教師用のパソコン等で600万円かかっておりまして、総額で1,200万円というところでございます。あと、それと学習用のソフトですとか、そういったものも台数分導入しておりますので、そういった費用が600万円というところでございます。

（「高額な理由」の声あり）

○学校教育課長（宮田 哲） 申しわけございません。タブレットにつきましては、我々も決してハイスペックなものを要求しているわけではございません。かといって動かないわけにもいきませんので、ある程度、中程度のスペックを設計して入札をしておりますので、それで入札を行っておりますので、高過ぎるという認識までは至っていないところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） きちっと正しく理解したいと思えますので、できればそれぞれの、この更新機器、タブレットを除いて九つあるわけですけれども、金額をお示しいただければ一番理解できるのではないかと思います。

それと、タブレットの15万円が高いか安いかということで、認識としては高いものではないということではありますが、一般的なタブレットの機種、ピンからキリまでございますけれども、五、六万円程度からあるのではないかというふうに思えます。それから比べると15万円という3倍の金額になるのですけれども、そういった金額に至っている中身、決して高価なものではないと言いつつも15万円をよしとした、その機種の内容ですね。子供さんに必要だということで買われたと思うのですけれども、どういったことで一般よりも高くなっているのか、どういう内容のものなのか、伺いたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 児童用タブレットのスペックでございしますが、例えばメモリーであれば4ギガを想定していたり、ディスクドライブであれば、ハードディスクが128ギガを用意するとかというところで、多分こういったところで若干金額のほうが高くなってきているのかなと思っております。

（「項目ごとの金額」の声あり）

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） それぞれの金額でございします。申しわけございません。議案説明資料の55ページに記載があります、まず、サーバー機につきましては1台で22万円になります。ディスプレイにつきましては1台で2万円、それと無停電装置につきましては1台で6万4,000円、教師用のノートパソコンにつきましては1台で16万5,000円、タブレットにつきましては先ほど申し上げました1台15万円、プリンターにつきましては1台15万円、それとソフトウェア一式で190万円、プロジェクターが14万円でございます。それと学習用ソフトでは一式110万円。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

14：47 休憩

14：47 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） ただいまの答弁の部分でございますけれども、私ども指名競争入札で実施しております、予定価格については事後公表しておりますが、設計の内容、中身個々については公表しておりませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

14：48 休憩

15：05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、令和元年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

15：06 閉会